

はじめに

謹んで新春のお喜びを申し上げます。

旧年中は格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も本組合事業をより推進するため役員一丸となり鋭意努力いたしますので、皆さま方のご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、本組合は設立してから約 10 か月の間に、役員会 13 回、総代会 3 回を実施しました。特に、昨年 12 月 3 日（日）に開催した第 3 回総代会では、区画整理事業の節目となる仮換地の内容を審議いただき、同月 6 日付け「仮換地指定通知書」を発送することができました。

仮換地指定を行ったことで今後本格的に区画整理事業の工事が始まります。昨年末より今後の埋め立て工事に使用する土砂を地区北端部に搬入しております。土砂搬入が安全に行えるよう細心の配慮をしております。

また、工事と並行し、昨年より実施しました移転物件調査（全体の一部）も皆さまの多大なるご協力により調査は完了しており、現在、その算定に向け準備をしておりますので、関係権利者様におかれましては引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

理事長 青山 富夫



組合事務所を新設しました



【組合事務所 全景】



【地図上の位置】



QRコード
からマップへ

令和5年10月から、けやき通り沿いに新たに組合事務所を構えました。

執務時間は平日 9 時から 16 時 30 分までとなります（正午から 13 時までには休務）
事業に対してご不明な点などがございましたら、お気軽にお立ち寄りください。

（お車で越しの場合は、事務所前の駐車場をご利用ください）

総代会の開催結果報告について

令和5年12月3日（日）に第3回総代会を開催しました。

総代会では下記の議案について慎重審議がなされ、すべての議案が可決しましたことをご報告いたします。

議案第1号 定款の一部変更について

議案第2号 仮換地の指定について

議案第3号 保留地の決定について

議案第4号 仮換地指定後の軽微な変更の
取扱いについて

議案第5号 保留地処分規程の制定について

議案第6号 債務負担行為（継続事業）について



（12月3日 第3回総代会の様子）

仮換地指定について

令和5年12月6日付けで仮換地指定通知書を送付いたしました。

仮換地の指定がなされますと、「効力発生の日」から従前の土地は使用収益することができなくなりますが、居住宅地（既存建付地）、ハツ屋地区（黒部川より東側）は工事着手までは今まで通り使用可能です。

なお、仮換地証明書（仮換地の底地も証明します）が必要な方は、当組合にて証明書を発行（有料）しますのでお申し出ください。

※証明書発行に関し、詳しくは組合事務所までお問い合わせください。

土地区画整理事業施行に伴う留意事項（お願い）

権利の異動等について

土地の権利異動等をされた場合は、必ず組合へ届出をお願いします。

例えば・・・

- ・売買、相続等で所有権を移転した。
- ・抵当権、その他権利を設定又は解除した。
- ・地目を変更した。
- ・土地の分合筆または地積の誤謬訂正をした。
- など

※届出用紙は組合事務所にあります。

＜発行＞

豊明間米南部土地区画整理組合

理事長 青山 富夫

組合事務所

豊明市間米町島川 2136 番地

TEL (0562) 77-9464

メールアドレス: magomenannbu@mb.ccnw.ne.jp

業務代行者 戸田建設(株)

日本工営都市空間(株)

＜問い合わせ＞

豊明間米南部土地区画整理組合

TEL・FAX (0562) 77-9464 担当: 木津

日本工営都市空間(株)都市整備部 事業運営課

TEL (052) 979-9552(課代表) 担当: 田村、中川

豊明市役所 経済建設部 市街地整備課

TEL (0562) 92-1123 FAX (0562) 92-1141